

解雇自由社会をねらう安倍「雇用改革」に反対する決議

1 安倍内閣は、「柔軟性に欠ける労働市場」等の6重苦を速やかに改善せよとの財界要求に応じて、日本を「世界で一番企業活動がしやすい国」にする「改革」を強引に進めている。とりわけ、雇用分野については、日本経団連が「最近の労働政策は、企業活動を制約し、経営環境の悪化に拍車をかけるような規制強化策ばかりとなっている。」と主張していることを受けて、「人材の過剰在庫」を「解消」するための施策を露骨に展開しようとしている。政府は、規制改革会議や産業競争力会議で「雇用改革」の議論をしているが、その民間議員は長谷川閑史経済同友会代表幹事や竹中平蔵慶応大学教授など、財界人や新自由主義派の学者で占められている。労働者や消費者の代表は一人も入っていない。こうした会議で、解雇の自由化や労働時間規制の抜本的緩和等の財界要求があげすけに議論されている。

2 「雇用改革」は、本年6月にとりまとめ予定の政府の成長戦略の柱とされている。そこには、雇用政策を「行き過ぎた雇用維持型」から「労働移動支援型」に抜本的に転換することを基本として、限定正社員制度、有料職業紹介事業の見直し、労働者派遣制度の見直し、企画業務型裁量労働制の拡大等が盛り込まれる予定と報じられている。

限定正社員制度は、職務や勤務地が限定されている場合に、その職務や勤務地が消失した場合には雇用を終了させることができるとする特約付の雇用制度である。その特約に基づく解雇は、労働契約法16条の適用において権利濫用にあたらぬとする法整備がもくろまれている。限定正社員構想は、解雇権濫用法理が適用される正社員の大部分を限定正社員に置き換え、解雇しやすくしようとする構想にほかならない。

そのうえで、解雇法理が適用される正社員については、企画業務型裁量労働制の拡大等により労働時間規制をはずし、無限定に働かせることがねらわれている。

3 さらに、規制改革会議や産業競争力会議では、参入規制や求職者からの手数料規制を緩和する有料職業紹介事業の見直し、ハローワークの有する情報の民間への開放、民間人材紹介サービスの最大限活用、雇用調整助成金の削減と労働移動支援助成金の大企業への拡大等の労働移動のための支援策が検討されている。まさに、国費を使うなどして、解雇自由社会をつくり出そうとしているのである。

規制改革会議では、労働者派遣の規制根拠から「常用代替防止」をなくすなどして、期間制限なく労働者派遣を使うことを可能にすることが検討されている。首切り自由の労働者派遣制度を温存、拡大しようとする企てである。

4 解雇の金銭解決制度は、6月の成長戦略には盛り込まれず、夏の参議院選挙後に導入を本格検討する方針と報じられている。選挙前の批判をかわそうとする姑息なやり方であるが、政府・財界のねらいの本丸が、解雇の金銭解決制度をはじめとする解雇自由社会の実現にあることは明白である。

5 安倍「雇用改革」は、わが国の労働のルールを根底から掘り崩し、雇用に関する規制を全面的に取り払い、グローバル企業にひたすら奉仕するものである。安倍「雇用改革」を強行すれば、低賃金・不安定雇用が増大し、貧困と格差が拡大し、国民経済の健全な発展が阻害されることになる。

自由法曹団は、広範な労働者と力をあわせて、解雇自由社会をねらう安倍「雇用改革」に反対し、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現するために、全力をあげて奮闘する決意である。

2013年5月20日

自由法曹団 5月研究討論集会